

○設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について（平成8年4月1日港管第873号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(通 則)</p> <p>第1条 地方整備局(港湾空港関係事務に係るものに限る。)の所掌する設計・測量・調査等業務の契約の適正な執行を確保するために必要な監督(以下「監督」という。)及び契約の相手方(以下「受注者」という。)の給付の完了の確認を確認するため必要な検査(以下「検査」という。)の実施に関する事務については、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。)、国土交通省会計事務取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第60号)その他の法令等に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>2 この要領において、支出負担行為担当官又は契約担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した設計・測量・調査等業務の契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。</p> <p>第2条(略)</p> <p>(監督業務の分類)</p> <p>第3条 監督業務は、監督総括業務、主任監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 監督総括業務</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 契約書第32条第5項に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認</p> <p>第4条～第16条(略)</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 地方整備局(港湾空港関係事務に係るものに限る。)の所掌する設計・測量・調査等業務の契約の適正な執行を確保するために必要な監督(以下「監督」という。)及び契約の相手方(以下「受注者」という。)の給付の完了の確認を確認するため必要な検査(以下「検査」という。)の実施に関する事務については、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。)、国土交通省会計事務取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第60号)その他の法令等に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>2 この要領において、支出負担行為担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した設計・測量・調査等業務の契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。</p> <p>第2条(略)</p> <p>(監督業務の分類)</p> <p>第3条 監督業務は、監督総括業務、主任監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 監督総括業務</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 契約書第31条第5項に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認</p> <p>第4条～第16条(略)</p>

附則（平成13年1月15日付け国港管第23の2号）

本通達は、平成13年1月15日から適用する。

附則（平成15年4月1日付け国港管第1226号）

本通達は、平成15年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成26年3月28日付け国港総第584号）

本通達は、平成26年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（令和4年11月8日付け国港総第420号）

本通達は、令和4年11月8日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成13年1月15日付け国港管第23の2号）

本通達は、平成13年1月15日から適用する。

附則（平成15年4月1日付け国港管第1226号）

本通達は、平成15年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成26年3月28日付け国港総第584号）

本通達は、平成26年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。